

# 鳥取県立鳥取商業高等学校 P T A 会則

(名 称)

第 1 条 この会は鳥取県立鳥取商業高等学校 P T A という。

(所 在 地)

第 2 条 この会の事務所は鳥取県立鳥取商業高等学校内におく。

(目 的)

第 3 条 この会は家庭と学校とが一体となって、学校がめざす教育の理想的な環境づくりをはかり、あわせて会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

(会 員)

第 4 条 この会は本校生徒の保護者、本校の職員および本校の教育に特に理解のある人を会員とする。

(事 業)

第 5 条 この会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 学校がめざす教育のあり方や実践方法を研究する。  
(2) 学校の望ましい環境づくりを推進する。  
(3) 会員相互の修養と親睦をはかる。  
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(専 門 部)

第 6 条 この会に次の専門部をおき、問題点の検討と改善のための方策を研究する。  
(1) 研 修 部  
(2) 生 活 部  
(3) 人権教育推進部  
(4) 国際交流部  
(5) 広 報 部

(人権教育推進委員会)

第 6 条の 2 この会に P T A 人権教育推進委員会をおき、部落差別をはじめとしてあらゆる差別の解消をはかり、明るい社会をつくるため、地域・家庭・学校が連携して人権教育を推進する。

第 6 条の 3 P T A 人権教育推進委員会の組織および運営については別に定める。

(役 員)

第 7 条 この会に次の役員をおく。  
(1) 会 長 1 名  
(2) 副 会 長 若干名  
(3) 常任委員 若干名  
(4) 幹 事 若干名  
(5) 監 査 若干名

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 会長はこの会を代表し会務を統括する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。  
(3) 常任委員は会の企画運営にあたる。また専門部会の一つに所属するものとする  
(4) 幹事は庶務会計にあたる。  
(5) 監査は会計を監査する。

(役員を選出)

第 9 条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長および監査は総会で選出する。ただし副会長のうち1名は校長とする。
- (2) 保護者常任委員会は、クラス毎に2名以上を互選により選出し、職員常任委員の人員は、保護者常任委員の3分の1以内とする。
- (3) 幹事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし重任を妨げないものとし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第11条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会
- (4) 学年PTA
- (5) クラスPTA

(総会)

第12条 総会は最高の議決機関で会長が召集し、年度当初にひらく。また、必要に応じて臨時に開くことができる。

(総会附議事項)

第13条 次の事項は、総会に附議しなければならない。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会長、副会長、監査の選任
- (4) 会則の変更
- (5) 常任委員の提出した議案

(常任委員会他)

第14条 常任委員会他その他の会議は必要に応じ、会長が召集する。

(会議の議決)

第15条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、会則の変更は付則1による。

(経費)

第16条 この会の会費は次のものをあてる。

- (1) 会費
- (2) PTA入会金
- (3) その他

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わる。

附 則

- 1 この会則は総会で出席者の3分の2以上の賛成により変更することができる。
- 2 この会則の細部については内規をもうける。
- 3 この会則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 4 平成3年4月1日改正
- 5 平成6年4月1日改正
- 6 平成13年4月1日改正
- 7 平成17年5月17日改正
- 8 平成19年5月12日改正
- 9 平成20年5月10日改正